

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売 てまりケアサポート 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、株式会社スパーテルが開設する、てまりケアサポート（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定特定福祉用具販売等を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な特定福祉用具（介護保険法第8条第13項の規定により厚生労働大臣の定める特定福祉用具）及び特定介護予防福祉用具（介護保険法第8条の2第13項の規定により厚生労働大臣の定める特定介護予防福祉用具）（以下「特定福祉用具等」という。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具等を販売することによって、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。
- 2 指定特定福祉用具販売等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具等を販売する。
 - 3 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 てまりケアサポート
- 二 所在地 石川県野々市市郷1丁目131

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守するため必要な指揮命令を行う。
- 二 福祉用具専門相談員 2名以上

福祉用具専門相談員（以下「専門相談員」という。）は、利用者への指定特定福祉用具販売等目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画の作成等を行うとともに、適切な特定福祉用具等の選定援助、取付け、調整等を行う。また、特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

（指定特定福祉用具販売等の提供方法及び取り扱う種目）

第6条 指定特定販売用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれて
いる環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売計画書を作成する。

専門相談員は、利用者によって特定福祉用具等が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して、特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供する。

- 2 選択制の対象福祉用具に係る指定（介護予防）特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定（介護予防）福祉用具貸与又は指定（介護予防）特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行う。
- 3 専門相談員は、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具等の調整を行うとともに、当該特定福祉用具等の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等について、取扱説明書により十分な説明を行ったうえで、実際に当該特定福祉用具等を使用させながら、使用方法の指導を行う。
- 4 取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める全種目とする。

（指定特定福祉用具販売等の販売費用の額その他の費用の額）

第7条 指定特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用の額（介護保険法第44条第3項（第56条第3項）に規定する当該特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の購入に要した費用の額）は、別に定める料金表のとおりとする。

- 2 前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受ける。
 - 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売等を行う場合の交通費
通常の事業の実施地域を越えた地点から、5kmあたり500円
 - 二 特定福祉用具等の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 実費
- 3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名（記名押印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、金沢市、野々市市、白山市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 指定特定福祉用具販売等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、その完結の日から5年間保存する。

3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

事業所は損害賠償保険に加入し、事故発生時は保険会社と協議し対応を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(相談・苦情対応)

第11条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定特定福祉用具販売等に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

2 相談、苦情の内容等については記録しその完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 専門相談員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社スパークとてまりケアサポートの管理者との協議に基づいて定める。

5 事業所は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等に提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

本規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。